

平成24年3月30日

審査基準ガイドライン

第1

基準第11に関し、

専任教員は、この基準の対象となるコース等に本務として従事している者であり、専任か否かは、勤務時間数(フルタイム勤務か否か。)、給与等(月給か時間給か。)、社会保険の有無、他の職業に就いているか否か、授業担当時間数などによって総合的に判断する。

また、二つ以上の日本語教育機関において同時に専任の教員になることはできない。

なお、必要な有資格教員数を確保できない場合は、収容定員を調整することができる。

第2

基準第13に関し、

主任教員は、少なくとも1年以上、在留資格「留学」を有する外国人に対する日本語教育の実施経験を有することが望ましい。

第3

基準第14に関し、

四の「日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの」とは、学士の学位を有する者及び高等学校において教諭の経験のある者については、学校、専修学校、各種学校等における日本語に関する教育若しくは研究に関する業務に1年以上従事した者又は420時間以上の日本語教育に関する研修課程を受講した者とする。

第4

基準第15に関し、

一から五については、原則として提出書類(個人調書や履歴書)により確認するものとする。

なお、必要に応じ関係機関に対し照会することができるものとする。

第5

基準第16に関し、

土地・建物の権利関係については、登記事項証明書等で確認するものとする。

第6

基準第17に関し、

校地及び校舎に関し、日本語教育機関設置者が校地及び校舎を担保として貸付け又は融資を受けようとする場合には、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められるとともに、確実な金融機関が行う貸付け又は融資に限るものとする。

第7

基準第18に関し、

校舎の面積等に関し、日本語教育と同時に専ら日本語教育以外の教育も行っている場合は、当該日本語教育機関の校舎の延べ床面積を日本語学習者とその他の学習者の合計の収容定員数で除するものとする。

第8

基準第21に関し、

生活指導に関し、生活指導担当者は、常勤の教員又は常勤の事務職員が兼務しても差し支えないものとする。